

# 令和8年度頑張る新規就農者応援事業（多様な担い手確保PR事業）業務委託 企画提案競技募集要領

## 1 募集内容

- (1) 業 務 名 令和8年度頑張る新規就農者応援事業（多様な担い手確保PR事業）業務委託
- (2) 業 務 内 容 別添「令和8年度頑張る新規就農者応援事業（多様な担い手確保PR事業）業務委託仕様書（別紙1）」のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和9年3月12日（金）まで
- (4) 委託費の限度額 6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 応募資格の要件

次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則第91条（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 業務を適切に実施できる組織体制及び業務遂行能力を有する者であること。

## 3 スケジュール（予定）

- (1) 企画提案募集開始 7月8日（水）
- (2) 質問受付期間 7月8日（水）～ 13日（月）16時まで
- (3) 質問に対する回答期限 7月16日（木）
- (4) 企画提案参加申込書提出期限 7月22日（水）16時まで
- (5) 企画提案書等の提出期限 7月29日（水）16時まで
- (6) 委託候補者選定委員会実施 8月6日（木）
- (7) 審査結果の通知 8月中旬（予定）
- (8) 委託契約の締結 8月下旬（予定）

## 4 質問事項の受付及び回答

- (1) 受付期間

令和8年7月8日（水）から令和8年7月13日（月）16時まで

(2) 提出方法

・質問事項は、「企画提案募集要領の内容等に関する質問書（様式2）」により、電子メールにて農業支援課新規参入支援担当宛て送付し、送付後に電話連絡を行うこと。口頭での質問は受けない。

・送付にあたり、電子メールの件名は「令和8年度頑張る新規就農者応援事業（多様な担い手確保PR事業）業務委託に関する質問」とすること。

(3) 提出先

埼玉県農林部農業支援課 新規参入支援担当

電話：048-830-4051

E-mail：a4040-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 回答期限

令和8年7月16日（木）

(5) 回答方法

ア 質問に対する回答は埼玉県ホームページに掲載する。

イ 質問者名は公表しない。

ウ 質問に対する回答は、本募集要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。

5 企画提案参加申込書の提出

本事業の業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加申込書（様式1）」を電子メールにて提出。提出後は、その旨電話にて連絡すること。

(1) 提出先

埼玉県農林部農業支援課新規参入支援担当

※「4（3）提出先」を参照。

(2) 提出期限

令和8年7月22日（水）16時

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 令和8年度頑張る新規就農者応援事業（多様な担い手確保PR事業）業務委託企画提案書（様式3）

別紙1「令和8年度頑張る新規就農者応援事業（多様な担い手確保PR事業）業務委託仕様書」に基づき、A4版片面で作成し、提出すること。

イ 法人概要調書（様式4）

ウ 欠格事項に該当しない旨の誓約書（様式5）

エ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

金額は日本円にて消費税込みで表記すること。企画提案書とは別冊で作成し、企画提案書と同時に提出すること。

(2) 提出方法

- ア 電子メールにより下記(3)のメールアドレス宛に提出すること。
- イ 電子データはPDF形式とすること。
- ウ 到着の確実を期するため、メール送信後に電話により確認を行うこと。

(3) 提出先

- 埼玉県農林部農業支援課 新規参入支援担当
- ※「5(1)提出先」を参照。

(4) 提出期限

- 令和8年7月29日(水) 16時まで

7 委託先候補者の選定方法

「令和8年度頑張る新規就農者応援事業(多様な担い手確保PR事業)業務委託候補者選定委員会」において、審査を実施し、最も優れた提案を行った者を委託先候補者として選定する。

(1) プレゼンテーションの実施

- 企画提案書について、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- 企画提案者が多数となった場合には、事前に書類審査を行い、プレゼンテーションの参加者を3提案者程度に選定する。

ア 開催日時・場所

プレゼンテーション審査の日時、場所及び実施方法は、別途通知する。

イ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1提案者当たり15分以内、質疑は1提案者当たり15分以内とする。

ウ 出席者

- ・1提案者につき3名以内、主たる説明者は該当業務を実施する際の総括責任予定者とする。
- ・正当な理由なく参加しなかった者の提案は、無効とする。

(2) 審査方法

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションについて、別紙2審査基準に基づき審査する。

(3) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた提案者の内、(2)の総合点が高い者を、契約の相手方候補者として選定する。
- イ 最高点の提案者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。  
なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初の金額の範囲内で再度見積書を作成し、再提出された見積書が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

8 委託先候補者の決定及び契約

- (1) 審査結果は、全提案者に通知する。
- (2) 県は、委託先候補者と仕様書の内容、契約条件等について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

- (3) 協議の結果、仕様書の内容を一部変更することがある。
- (4) 委託先候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行うことがある。
- (5) 委託契約は、埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

## 9 失格事項

- (1) 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が契約上限額を超えた場合
- (4) プレゼンテーション時、企画提案書に記載した内容と異なる新たな提案をした場合
- (5) 公正な審査を妨害した場合
- (6) 本募集要領に定める手続に適合しない場合
- (7) その他、県が不相当と認める場合

## 10 その他留意事項

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、書面（任意様式）により埼玉県農林部農業支援課新規参入支援担当宛て届け出ること。
- (2) 企画提案書を提出したのちに、差し替え、訂正、再提出することはできない。
- (3) 企画提案書等の提出については、一者につき一提案に限る。
- (4) 提出された応募書類は一切返却しないものとする。
- (5) 企画提案に関する一切の経費については、提案者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、委託先候補者の選定以外の目的には使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公文書公開請求の対象となる場合がある。
- (7) 県は、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。
- (8) 電子メール等の通信事故については、本県はいかなる責任も負わない。
- (9) 緊急時等やむを得ない理由により企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することができない。
- (10) 本募集要領に定めのない事項は、県と協議の上、定めるものとする。

## 11 問合せ先及び書類の提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部農業支援課 新規参入支援担当

TEL：048-830-4051

E-mail：a4040-05@pref.saitama.lg.jp